



おおいそ

# 議会だより 第127号

2004年(平成16年)7月27日発行



昭和初期の照ヶ崎海水浴場

## 大磯今昔



6月定例会

生涯学習館補助金返還.....	2・3
綱紀粛正等特別委員会設置.....	4
町の考えを問う 一般質問.....	6～11
議会の取り組み・議員賛否結果.....	13
輝いてます大磯人 <sup>ひと</sup> ④.....	14

# 生涯学習館補助金 不適正流用

## 県の返還命令に応じる

### 補正予算・15対2で可決

高麗にある大磯町生涯学習館（旧県立湘南青少年の家）が、平成11年1月、県から町に移譲された。

以後5年間、学習館で行われる施策に「助成費補助金」として、総額1億700万円が交付されたが、予算執行の不備の指摘を受け、昨年11月から6ヶ月にわたり町と県とで調査をしてきた。

その結果5月11日、県から「私的流用」と「不適正流用」により330万4千円に加算金126万6千円を加えた総額457万円の補助金返還命令が出された。町からは一般会計の予備費から県に返還する補正予算が提出され、12名の議員が質疑を行った。採決の結果15対2で可決された。

また、議会として再発防止と町民の信頼回復を図るため「綱紀肅正等特別委員会」を設置した。

なぜ、このような事態になったのか

問 なぜ、5年間もわからずにしたのか。

町長 町民の信頼を損ねることとなった。弁解の余地はない。陳謝するとともに、再発防止に全力をあげたい。6月22日から始まる町民対話集会でも話をし、信頼回復をはかりたい。

教育長 5年間、同じ管理職が学習館にひとりだけの配置で、備品台帳の作成も含め、すべての業務をおこなってきたため、操作が見抜けなかった。

組織的な流用は、広く青少年の育成に関する施策に使えると拡大解釈をしたことによる。

問 なぜ、備品台帳をしっかりと管理してこなかったのか。

教育長 現物と事務処理があっているかの確認作業を怠った。今後は厳しくチェックをしていく。

問 なぜ、自己都合退職をした職員に一号俸上乗せした退職金を払ったのか。

総務部長 思った以上に調査に時間がかかり、県から中間報告があったのは2月。

職員から昨年の12月に急きよ退職願が出され、手続き上受理

し、1月27日に退職金の支払いを規定どおりに行った。

#### 返還命令に関して

問 自分たちのやったことを自分たちで調べ、補正を出すことは言語道断。第三者の証明が必要。業者も加わっており、精査し、幕引きをせず、関係者の処分をしてから出すべきだ。

町長 県の厳粛な検査の結果の額。県にも多大な迷惑をかけた。命令に迅速に対応したい。

納入され、不明となっている物は、捜査をお願いし明らかにしようということ。明らかにした時点で、厳正に対応する。

問 関係職員の中で、助役は重要な位置にいたが、どう受け止めているのか。

助役 町民の信頼を損ねることであり、厳粛に受け止め、深くお詫びしたい。

誠心誠意、対応させていただく。

問 拡大解釈について、県にどのように伝えたのか。

町長・助役 他の施設で使っているもので生涯学習館に返せる物について、返還対象からはずしてもらえないか、という話は

したが、認められなかった。

問 補助金をまちがって使った場合、加算金が年11%近くになることは町として認識していたのか。

教育次長 そのような認識はなかった。

問 氷山の一角で、他にもあるのでは。

総務部長 今回は施設の維持・運営の補助金で、他の補助金については判断する幅がない。他の補助金について流用等は一切無い。

問 今回の返還の件で、教育委員会がかかわっているが、委員会そのものが形骸化している。委員の人件費を削る補正をした上で、返還の補正を出すべきではないか。

やめた職員は、伝票操作を学習してきている。最終年度の額が小さいのは納得できない。実体のないたばこ商組合に支払った補助金を返させてから、県に返還すべきだ。

町長 教育行政を進める上で、教育委員長、職務代理者の存在は重要と考えている。

学習していたから云々の部分は推測と思う。  
たばこ商組合については、意味合い・成り立ちなど、時代を

経るなか、いろいろあったかと思う。16年度の補助金はカットしている。

### 関係者の責任のとり方は

問 私的、公的部分をはっきり分け、対応の仕方をすべきでは。

町長 補正は県への返還の内容だが、私的部分は県警の告訴センターに「業務上横領」で手続きをした。

組織的には、弁済について、退職した職員も含め、弁済の有無と金額について監査委員に依頼をしている。

関係職員の処分については「人事考査委員会」で処分を行うことになる。綱紀粛正の徹底をはかる。

問 刑事告訴後の流れは。助役 捜査がされ、検察が起訴すれば裁判ということになる。

問 組織ぐるみで行われたこともあり、考査委員会は外部のチェック機能を入れることが必要では。

町長 確かにメンバーのうち何人かは当事者。公正さを担保できるよう、弁護士と相談し、進める。

問 県へ補助金を返還した後、弁済すると備品は個人の所有物になるのか。寄付行為の関係は。

助役・総務部長 必ずしもそういうことにはならないと思う。弁護士の見解を待つ。

問 業者も処分すべきでは。

町長 捜査の結果を待ちたい。これからがスタートという認識。

問 関係業者は何社か。教育次長 7社である。

### 再発防止に万全を期す

問 再発防止策は。

教育長 教育長として、非常に責任を感じている。二度とおきないよう、教育委員会として次の3点を対策として講じた。

- ①生涯学習館の管理職を廃止し、一般職を配置。
- ②備品台帳の作成と、物品の班

・グループなどの複数によるチェック。

③課長が館長を兼務、毎日業務報告を受ける。

町長 コンピューターによる備品の集中管理システムが6月中旬にも稼働できるよう進めている。抜き打ち検査も行う。

予算執行については、他の補助金は拡大解釈のしようが無いと考える。

### 反対討論

片野町長時代にも告訴事案があった。

刑事告訴は紙一枚で訴えるだけで済む。

12月1日に職員の処分を発表し、19日に辞めたあと、放置してきた。

補正を成立させるためには捜査が入ることなどで幕引きをするのではなく、自治としての町行政の処分があつてしかるべき。それなくして、対外的な問題は無いと、強く感じる。

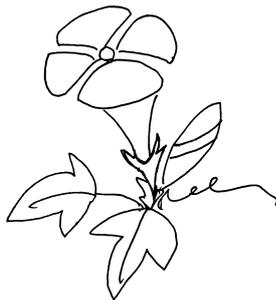
補正に賛成することで引き換えをし、言われたとおりの返還をすることで、事実上の幕引きをすることに反対する。

### 賛成討論

今回の補正予算は、県が返還命令を出した中身について、議会が賛成するか反対するかが求められている。

交付決定は要綱で決まる。施設の維持管理と県と連携して行う施策について、同じ補助金の交付を受けた自治体の使用方について、県に問い合わせをした。13自治体、どこにも大磯町のような使い方をしていた所はないと明言された。県に返すべきものだという判断に至った。

今日の質疑では、事が起きた背景、再発防止策は十分納得できないが、幕引きはしないことを明言した上で、返還には賛成する。



# 6月定例会

## 2議案可決・5報告は承認

16年度への事故繰越報告が5件

### 繰越明許費繰越計算書

公共下水道整備事業1億6千万円は、昨年12月の補正予算が組まれたが工事発注が3月となり繰越明許費として認定されたもの。

### 事故繰越計算書

- 生活排水計画プロジェクト事業189万円
- 大磯まちづくり推進事業270万6千900円
- 大磯運動公園整備事業2億3千44万5千円
- 町史編さん事業373万7千475円

### 主な意見

- ・大磯町は他の自治体に比べて事故繰越が多すぎるし、お粗末。
- ・安易に事故繰越報告するような姿勢が感じられる。
- ・普通、自治体で行う年度内予算執行の観点からすれば期間が長すぎるのではないか。

町長 本来このようなことがあるのはおかしな話である。年度内に終了できなかったことは大いに反省したい。今後は年度内に終了するように進めていきたい。

### 事故繰越

予算の執行については会計年度の独立の原則から4月1日から翌年3月31日までと定められている。その例外として、事業が完了完成していない場合、翌年度までに契約をして事業が執行できるように事故繰越とするものである。

### 繰越明許

歳出予算のうち、その年度内に支出を終わらない見込みのあるものは、予算の定める所により、翌年度に繰越して使用することができる。

# 綱紀肅正等特別委員会

補正予算の質疑がひとつおわり終わったところで「チエック体制の確立を議会としても図りたい。については議会運営委員会の開催を」と、動議が出され、成立。

委員会が開かれ、「この度の不祥事、また以前からの事件など、議会として、再発防止・信頼回復に向け、綱紀肅正等特別委員会の設置」を決定した。

不正流用の実態と管理責任の所在を掘り下げへ

第1回綱紀肅正等特別委員会は平成16年6月15日に開催された。

冒頭、委員長から特別委員会の目的を明確にすること、早急に問題の解決を図るためにおおむね10日ごとに委員会を開催する提案があった。これを受けて議論をはじめた。

生涯学習館補助金流用の問題に対して、「なぜこのようなことが起こったかの原因を



償や関係者の責任問題をどのように詰めていくか。」「弁償問題ではなぜ監査委員の意見を聞くのか。」「責任処分問題では人事考査委員会に第三者を入れるべきだ」などいろいろの意見があった。しかし、まず県から指摘された18件の不正流用の関係資料を確認してから具体的な検討に入ることを決めた。

第2回目からの委員会では、町から提出された約100ページにも及ぶ生涯学習館の支払い関係資料や伝票を細かくチェックし、疑問点・問題点を洗い出している。

### 委員会構成

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 柴山賢一  |
| 副委員長 | 土橋秀雄  |
| 委員   | 大坂聖子  |
|      | 山田喜一  |
|      | 浅田いつ子 |
|      | 坂田よう子 |
|      | 清水弘子  |
|      | 熊木博   |

## 人権擁護委員に熊澤氏

本町の人権擁護委員5名のうち、熊澤海樹さんが8月31日で任期満了を迎えるので、引き続き岡田氏を推薦する議案が上程され、賛成多数で可決された。任期は3年。

熊澤 海樹さん(56歳)

大磯町大磯一五八二番地

町税(個人均等割)年額3千円を承認

専決処分の承認を求める議案で、市町村税個人均等割について、地方税法で各市町村の人口区分により3段階に分けて定められていたが、市町村の行政サービスが人口規模別にみても格差がなくなってきたこと、平成16年統一されることになった。年額2千円を3千円に改めるもの。対象人数は1万2千985人で約1千290万円もの増税となる。こ

れを町民へ還元することや、所得の少ない人へは課税しないことになっているとの答弁があり、専決処分に反対の意見もあつたが賛成多数で承認した。

### 専決処分

地方公共団体の議会が議決または決定すべき事項を、特定の場合に限り、地方公共団体の長が議会に代わって処理すること。議員の態度表明はあるが、専決処分されたものについては無効にはならない。

## 「地震防災対策に関する財政上の特別措置に関する意見書」は採択

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書が議員提案で出され審査した。趣旨は同法律が時限立法のため、今年度中に期限が切れることに伴いその延長を求めるもの。

採択の結果、採択16、不採択1。採択と決し、6月1日付で意見書を提出。

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地域住民の生命と財産の安全を確保するため、「地震対策緊急整備事業計画」に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意構想してきたところである。

しかしながら、この計画は限られた期間内に達成可能な必要最小限の施設や設備等の整備事業を持って策定されており、現行計画の達成により緊急に整備すべき全ての事業が完了するものではなく、今後実施すべき事業が数多く残されている。また、近年の地震災害に伴う教訓や社会環境の変化、あるいは地震防災対策強化地域の拡大、東海地震対策大綱の中央防災会議決定などに伴い、関係地方公共団体において対応すべき新たな事業を生じている。

東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、当該計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の充実に一層努めていかなくてはならない。

よって、政府は、本計画の根拠である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月1日

神奈川県中部大磯町議会議長  
清水 弘子



内閣総理大臣	小泉 純一郎	殿
防災担当大臣	井上 喜一	殿
総務大臣	麻生 太郎	殿
財務大臣	谷垣 領一	殿
文部科学大臣	河村 建夫	殿
厚生労働大臣	坂口 力	殿
農林水産大臣	亀井 善之	殿
国土交通大臣	石原 伸晃	殿
林野庁長官	前田 直登	殿
水産庁長官	田原 文夫	殿
消防庁長官	林 省吾	殿

## 委員会報告

### 最低賃金改定等の陳情は不採択

6月4日、建設経済常任委員会を開催し、「神奈川県最低賃金改定等についての陳情」を審査した。採択の結果、採択1、趣旨採択1、不採択3で不採択と決した。

#### 陳情の提出者

日本労働組合総連合会西湘地域連合 議長廣田政巳さん。

#### 陳情の趣旨

2004年度の県内最低賃金の改定諮問を早期に行い、典型労働者の賃金水準への接近を、また、産業別最低賃金では、基幹労働者の賃金水準への接近を基本に改定を図ること。地方最低賃金審議会を重んじるとともに、最低賃金以下の労働者をなくすこと、その趣旨及び内容の周知徹底を図るため、国に意見書の提出を求めるもの。

#### 審査内容

問 最低賃金707円とあるが、これ以下で働いている人はいるのか。  
答 県内は707円だが、地方へ行くとそれ以下のところもある。

#### 意見

問 地方最低賃金審議会の改定は  
答 毎年10月1日前後に労働局長が諮問し、労働者・使用者・公益を代表する委員の15人で組織されて審議会を開催し決定している。

問 苦情や相談の窓口はどこか  
答 町の相談窓口は地域協働課で担当している。その他、商工労働センターがある。

「改善が必要であるので国に意見書を提出したい。」「企業も経営努力して最低賃金を守っている。」「趣旨は受け止めているが、陳情が提出されていない自治体があると聞いて、本当に国に意見書を提出して欲しいか疑問である。」などがあった。

#### 建設経済常任委員会

委員長 百瀬恵美子

# 一般質問

12名34問 文責は本人

**問** 遊具の安全管理と事故を未然に防ぐための対応策は万全か  
すべての遊具の点検検査を実施し、修繕等対応した

大坂聖子

問 大阪府高槻市内の公園で児童二人が同じ遊具で指を切断するという痛ましい事故が起きた。

子どもは意欲的な遊びによる失敗の経験によって、危険を理解し避けることを学習し、成長していく。しかし遊具の不適切な配置、構造、不十分な維持管理による遊具の不良などの危険性による事故は、大人の側の気配りで未然に防ぐ必要がある。遊具の管理体制は十分か。

町長 月一回以上日常点検を行い、今年度から遊具の点検業者による定期点検も行っている。公園・保育園とも大阪での事故後、すべての遊具の点検検査を実施、修繕等対応した。情報提供のために各公園の看板を早速点検し、連絡先を明記する。教育長 幼稚園・学校で、のびのびと生活できるよう安全確保を行うのは義務と認識している。

問 事故が起きた時の対応マニュアル作成が必要だ。事故の情報の収集分析、事故防止、そし

て事故を未然に防ぐための全庁的なシステムはあるのか。撤去した遊具の再整備計画は。

小さな公園で球技のできない子どもたちへは、運動公園多目的広場の有効活用など図れるか。

都市整備部長 事故直後の対応マニュアルは、出来るだけ早く作っていく。撤去後の遊具は計画的に設置していきたい。

小さな公園で球技ができない子どもたちへは、多目的広場の体力作りを図っていく。



早く直して...化粧坂公園の遊具

**問** 日吉跨線橋（国府新宿）の「車のすれ違い対策」を急げ  
今年度に交通量を調査し対策を検討する

熊木博

問 町道・国府新宿8号線には、JR東海道線をまたぐ形で「日吉跨線橋」が架かる。近年、変電所の北側に住宅が増え、跨線橋を渡って国道に出る車も多い。

しかし、跨線橋は幅が狭く車が両方から進入した場合、頂上でのすれ違いができず利用者は難渋している。時には、運転手同士の口論もあり、住民は恐る恐る利用すると聞くが、町はこうした事態を把握しているか。

町長 日吉跨線橋は昭和53年3月に完成。有効幅員は39mと狭く、車のすれ違いはかなり難しい。町民対話集会や各方面からの指摘で、実情は把握している。

だが、停止位置から国道までの距離が短く、国道への影響が想定されるため難しい。しかし、通過車両も年々増加しており、関係機関と協議し検討していきたい。

問 信号機が無理なら、進入車をセンサーが感知し「対向車あり！少々お待ちください」の電光掲示板を設置してはどうか。

都市整備部長 日吉跨線橋だけでなく、六所神社の前と槇木の地下道も含め、今年度に交通量調査を行い対策を検討する。

その他の質問 ①職員の仕事引き継ぎ。②議員が審議会等の委員に就任することの見直し。

問 住民の切実な願いを把握しているなら一刻も早く、改善対策を講じるべきではないか。

町長 跨線橋の架け替えは用地の問題や、JRをまたぐ工事となるために現状では難しい。信号機の設置を検討し



対向車がきませんように

# 町の考えを問う

問 町の犬猫対策について問う

答 啓発回数を増やし、まちづくりの方策とし、条例化を進める

奥津勝子

西小磯・磯の池の環境保全は

問 第三次総合計画が17年度へと進んでいるが、「生活環境の施策の方向」として、「快適な生活環境づくりに努めます」とあり、犬猫対策としても、「ペットに対する飼い主のモラルの向上を図ります」とある。ペットブームの昨今、苦情が多い。大磯町では、県の「神奈川県動物愛護及び管理に関する条例」に沿っているが、広報での注意と啓発看板のみである。

登録と予防接種の義務づけを強く呼びかけるなど具体策は。町長 登録、集合注射時にマナー向上のためのチラシを配布することや、広報で啓発の機会を増やし、町民対話集会での声も聞きながら条例化を進める。

問 環境基本計画に「里山の緑を守り憩いの場にしよう」とあるが、磯の池は牧歌的な景観を残す価値ある町有地である。釣り池として子供たちも含め利用者が多い。周辺からの火事等、安全面を重視した再整備は。町長 周辺農地は荒廃予防の対応を。また、池の斜面が急なため、まずは注意看板を立てる。里山は県の補助事業も含めた中で検討していく。

問 「猫の保護、管理に関する指導要綱」にある繁殖制限の手術助成金が廃止になったが、今までの成果を踏まえての今後の対応は。

町長 法改正により一時休止したが、長引くと以前からの効果がなくなるので、復活に向けて迅速に対応していく。



なかよし・犬と猫

問 新たな介護予防サービスを

答 今後一層の介護予防事業の推進を図る

百瀬恵美子

問 介護保険制度が始まって4年が経過した。現行の制度で大きな問題の一つは、要介護2・5の中度重度に比べて、要支援・要介護1の軽度の認定数が急増し、しかも軽度要介護者の重度化が進んでいることだ。

原因は、高齢者の生活・身体機能の維持・改善が介護サービスの目的であるが、結果として身体機能の改善に結びついていないことで、現状を踏まえて、要介護者の増加・悪化を防ぐ介護予防の取り組みが重要である。

(1)大磯町の現状と課題(2)新たな介護予防サービス創設(3)近い場所に予防サービス拠点を整備(4)介護予防プログラムの開発と設備の配備を問う。

町長 介護保険の開始年度と平成16年3月との比較では、高齢者数7千151人で、700人増加しており、伸び率は22%。認定者数は千106人で330人の増加で、伸び率は42%。その内、軽度認定者数は49%を占めている。

要介護にならないための生活習慣病、改善等を通じ予防対策



高齢者向けの転倒予防教室

が必要。現在は、軽度生活援助事業、元氣な骨づくり事業、太極拳を取り入れた転倒予防教室、男性の運動教室等を行っている。

今後一層の介護予防事業の推進を図っていく。新たに筋力向上トレーニングやダンス体操、食生活の改善事業、家族者援助等より効果的な事業を検討する。

老人憩いの家や公民館などを活用し、少人数の要望は出前講座や訪問等に対応。また、国の動向を見て事業の見直しをする。

問 情報公開条例の見直しを

答 条例の見直しを検討したい

浅輪いつ子

問 平成10年に条例が施行されずで6年が経った。国の情報公開法の施行や行政の電子化が進み、より良質のサービスが求められている今日、①条例の見直しを考えているか。②実施機関に外郭団体などを加えること。③情報公開を求めた人すべてに公開する考えはないか。④インターネットを使って公開の請求などができる自治体もあるが本町はいつ取り入れるのか。⑤開示請求に対する決定を速やかにできないか。⑥会議公開条例を制定する考えはないか。⑦会議開催の情報を得やすくする方法をどう考えるか。

町長 ①他市町村の条例等の調査、研究を進め条例の見直しを検討していきたい。②実施機関については、県・他市町の条項をみて検討したい。③「何人も」請求できるように改正する。④インターネットでの公開は請求文書の特定方法などがあり、慎重に検討したい。⑤決定期日は現状のままとしたい。⑥会議公開の条例化は情報公開条例の中で考えたい。⑦開催情報



役場1階の町民情報コーナー

は広報・ホームページ・情報コーナーで対応している。町民福祉部長 補助金・交付金団体も公開する方向で考える。来年度早々に条例改正したい。

その他の質問 まちづくり基本計画の実現性を問う。この計画には方法や手順が示されていない。このままでは実現が極めて困難である。実現のためには「まちづくり条例」の改正が必須と考えるが、町長の見解は。

問 学校給食の改善について見解を問う

答 今後の課題であることを認識している

渡辺順子

問 現在小学校では、米飯給食用の食器が、全校生徒分揃っていない。食器を揃えると、どんぶんと落とす水槽や、滅菌保管庫も必要になり、場所が狭い上、予算面でも難しいというが、日本の伝統的な食文化を伝え、食事のマナーを身につけさせるためにも、器を揃えなければ正しい献立が立てられない。備品整備の改善も含め今後の方針は。

教育長 備品整備は今後3年間で段階的に整備していく。給食改善のためには、作業量、コスト面、栄養面、食生活のバランスなどからの検討が必要であり、多方面から対応していかなければならぬ。

さまざま課題を解決しながら子供たちにおいしく、かつ成長期にふさわしい給食を提供できるように、栄養士と連携して改善に取り組んでゆく。

器は、今年度大磯小学校が県の米飯学校給食用食器配布の助成事業に応募し、主食用、汁用、副食用食器とトレーの配布を受ける予定である。



早く子ども全員に食器を...

問 国府小学校はどうするか。

教育長 国府小学校は以前、助成事業で全員分の器の配布を受けたが、強化磁器食器は年に百枚くらい割れるので、半分以上なくなってしまう。

昨年、両校の施設面、運用上の問題点を、現場に行つてこの目で見てきた。施設の改善を含め、給食の豊かな食文化の形成が、今後の教育委員会の課題であることを認識している。

## 問 答

問 県補助金不正流用457万円は関係者が責任弁償すべきでは  
職員が綱紀粛正を図り、関係者の処分と弁償を考えた

山田喜一

問 生涯学習館の県補助金不正使用は常識では考えられない事態である。5年間も気づかず放置されたのは、町管理体制が崩壊しているのではないかと。町長 議会と町民に迷惑をおかけして申し訳ない。再発防止のため綱紀粛正に努力する。備品収納の組織のチェック体制を整えたい。管理職会議などで職員の綱紀粛正を徹底する。

問 今回の事態は一時的事故ではない。組織ぐるみの町体質から出たウミとして、組織管理体制が崩壊している問題として反省すべきである。

① 県補助金要綱を町ぐるみで拡大解釈し備品台帳のなかつたこともチェックせず担当者まかせを5年間も放置した。

② 不正が発覚した10月から平成16年5月県の補助金不正金額返還命令まで町自治体としての対応や結果責任を明らかにする組織的取り組みはなされていない。

③ 12月には不正流用金調査中に当事者の責任を明確にすることなく退職届を受領し退職金を支

払ったため問題説明が遅れた。職員の問題を町管理監督者の問題であるという組織運営の原則に基づいた反省ができていない。この原則を町組織に確立していくために、関係責任者に県補助金返還金457万円全額を弁済させ、管理責任に応じて関係者を処分すべきではないか。町長 管理責任を明確にし弁済と処分などは議会の意見を受け行い、綱紀粛正を徹底したい。

## 問 答

問 補助金流用問題・職員処分は外部評価を入れよ  
専門家の意見は聞くがメンバーは判断して  
いない

鈴木京子

問 なぜ、このようなことが起きたのか。  
町長・教育長 5年間正規の職員が一人で事務処理を行い備品台帳も作られなかつたため架空操作が見抜けなかつた。

問 責任は誰にどうとらせるのか。  
町長 退職した職員は、業務上横領で警察に告訴、受理された。捜査の進展を待つ。組織的な不正流用については、関係職員の弁償の有無、額について

監査委員会に依頼した。処分は人事審査委員会で決める。

問 関係者同士で処分をすることは甘い。要綱を変え、助役・部長以外の外部評価を入れるべきと考えるがどうか。

町長 法律専門家の意見を聞くことはあると思うが、外部から入れるかどうかの判断はしていない。

問 再発防止の具体策は。架空処理対策と組織運営に関する県の深刻な指導に対処するのは。町長 備品台帳作成、職員の複数配置、抜き打ち検査、備品のコンピュータ管理を行う。  
組織的には予算執行は関係規則など徹底見直しを進める。

問 架空伝票操作は業者も承知の上でやったとしか考えられない。随意契約で「頼めばやってもらえる」「頼まれたら断れない」体質は改善すべきだ。業者に対してどうするのか。  
総務部長 町側から頼まないことにつぎ。周知徹底をする。



**問** 大磯中学校校舎の耐震対策について問う

**答** 17年度にはぜひ実行したい

竹内恵美子

問 地震対策が問題になっておりますが、大磯町ではどのように対応してきたのか。

町長 平成12年度に1・2号館の対策は大丈夫かという意見を受け、耐震対策を中心とした校舎の改築を検討することとした。

助役 平成13年度全体構想の中で、1号館を取り壊し、体育館を建て替え、2号館を耐震工事する。14年度に基本設計、実施設計とした。

問 平成13年度・14年度に2千500万円強の予算が投入されたが、15年度にはなぜ着手できなかったのか。

町長 2千500万円強の支出は工事実施に伴う委託費で、翌年度には工事実施という運びになるのですが、財政状況を鑑み、一年先送りにした。

問 平成16年度には新たに調査委託になったのはどうのことか。いつ耐震に変わったのか。二年も先送りになるのでは。

町長 教育委員会より、4億2



大磯中学校 1・2号館

千万円の要求があり、16年度工事実施の方向で、教育委員会と検討していたが、さらなる財政悪化という事態から、根本から見直すこととし、耐震補強を中心とした内外装改修ということにした。17年度にはぜひ実行したい。

教育長 検討委員会は、6月より月に1回くらいで保護者参加で開催する。17年度には必ず実施したいと考えている。

**問**

**答** 町民の声を反映した行政サービスは実施されているか  
町民対話集会などを通じて住民の要望を把握している

山口陽一

問 今年度の行政改革実施計画は、各種の手数料を引き上げたり、補助金の削減や助成金の廃止など、町民にとって相当の痛手となっている。町民本位のサービスはどのようになっているのか。

町長 町民の皆様にご負担をかけており申し訳ない。小児医療費の助成対象年齢の引き上げや町有施設の利用日や利用時間の拡充などの取り組みをしている。

問 町民対話集会でいろいろな意見や要望が出されているが、誠意のある回答をしているか。

町長 要望は多岐に渡っており、全てを実現することは難しい。最優先順位を決めて、要望に応えるように努力している。

問 「要望の全てを聞いてほしい」とはお願いしていない。対話集会での意見や要望を「聞きっぱなし」にすることは町民に対して失礼である。検討事項については、その経過報告を必ずしてもらいたい。

町長 今後は努力したい。



祇園塚の私道

問 4年前からの懸案事項である祇園塚地区の私道を、町に無償で移管することについての手続きが遅れているが、町長 いろいろな課題があつて遅れている。

問 工事車両や一般車両などの通行も多いので、早急に移管していただきたい。

町長 対応する。

問 町長は職員の綱紀粛正や能力アップにリーダーシップを發揮しているか。

町長 町民の付託に応えられるように全力で職員の指導に当たる。

**問** 子育て支援対策が遅れている。原因と今後の計画を問う

**答** 将来的なことを考えたら、すぐにやりますとは言えない

吉川重雄

問 子育て支援対策の一つである学童保育が「放課後児童健全育成事業」として、一九九七年法制化され、国と自治体は学童保育に責任を負うことになった。

我が大磯町の学童保育の現状は、大磯学童保育会・国府学童保育会とも、現在小学校・幼稚園の施設を間借りして運営している状況である。

今年四月末、学童のお母さん・教育委員会・福祉課との話し合いがあった。内容は、「将来学童保育を利用する子どもの数が増えていくことは明らかであり、今ある学童の施設は暫定的な場所なので、何とか早く子ども達が安心して入れる場所を整えてほしい。今のままでは来年度の学童の対応ができなくなる。皆が早く新しい恒久的な施設を作るべきだと思っている」とのこと。

相模原市を行政視察したところ、各学校に学童の施設が整っている。その訳を市職員は「市長がやる」といったからできた。」と話された。



学童保育の子どもたち

三澤町長は「学童の施設だけでなく、これからのことを考えた計画の中で考えていきたいので、今ここですぐにやりますとはいえない」と言われるが、それでは来年度に間に合わないのですよ。

学童を利用する子どもの数が確実に増えている中で、幼稚園の子ども、学童の子どもはどのようになるのか。再考を願いたい。町長 将来的なことを考えた計画の中で考えていきたいので、すぐにやりますとは言えない。

**問** 神奈川新聞の年金未納記事で「お詫びしたい」となっているが

**答** 「弁解の余地、全くない」と認識している

柴崎 茂

問 5月20日付の神奈川新聞で報道された三澤町長自身の年金未納記事について、いつ新聞記者から取材を受けたのか。

町長 前日の19日に電話でインタビューを受けた。

問 一連の年金未納問題が新聞報道され始めたのは、朝日新聞朝刊の一面で報じられたのが4月29日とすると、日ごろからガラス張りの町政と言っているなら、議員全員協議会の5月16日にせめて議会には報告すべきだったのではないか。

町長 いま考えればそういう手だてもあったと思うが、そのタイミングを逸してしまった。

内容については新聞に記載のとおりで、国民皆保険に対する考えと互助に対する考え方が甘かった。自分の人生設計の中で年金というところの考える部分がなかった。

問 今の日本では高齢者が増える中で、若い人たちの年金未納は仕方のないことで起こってしまっている。今の日本では年金

は極めて税に近い制度になっている。私も昭和58年に1カ月の未加入があった。しかし、ずっと年金に入らず年金番号もなく、遵法精神というか、公共精神というか

税を納めようとする心というか、そういうものに欠けている。

そういうことで、公共のためにがんばっている町長と言えるのか。町長職は似合わない。

町長 互助と言うことに対する認識も薄かったと反省している。弁解の余地、全くない。

**大磯町長は23年2カ月**  
大磯町の三沢町長は、国民年金の未納期間があったと、19日分かった。  
三沢町長によると、未納したのは、給付教室を始めた一九九九年十月から町長就任直前の二〇〇〇年十一月までの二十三年二月分。就任後、開及可能な二年間の納付手続を取り、約三十六万円を支払った。  
町長就任後、町市町村議員は済組会に加入する際に年金費がないことが発見、未納が分かった。三沢町長は「親族の貸しビル等で定期的な収入が算定されたこともあり、国民年金への認識が薄かった。国の決まりに厳格に対応しなければならぬ立場にありながら恥ずかしい。お詫びしたい」と話している。

(神奈川新聞 2004年(平成16年)5月20日 木曜日 2面より)

# 先進地に学ぶ議会の活性化

宮城県本吉町の議会報告会に関心

5月17日、大磯町議会の行政視察団（議員12名）は気仙沼市に隣接し、議会活性化を積極的に実践する本吉町を視察した。

この視察は、議員報酬等検討委員会が主催。委員会では議員報酬等の見直しとともに、議会活性化や議員活動の向上についても見直すべきとの意見も出された。それに応えるために、議員全員に呼び掛けて参加者を募り実施。特に、本吉町議会の議会報告会、夜間議会、対面式の一般質問席についてご紹介しよう。

## 議員総出の議会報告会

### 3日間で15会場

本吉町議会は、町民に対して町政に関する情報提供に努力すること、議会に対する町民からの批判・意見・提言などを直接また広く聴取することを目的に議会報告会を開催している。

議会報告会は、平成13年度から毎年4月下旬に開催。一日当たり5会場で開催し、三日間で町内15会場をすべて網羅する。

開催は午後7時から9時、延長は30分までが原則。昨年度の実績は15会場で22人を集め、要望などは212件に達している。

20名の議員は抽選で、一班4人で編成する5班のいずれかに入り、議員総出の議会報告会になっている。班の編成は新人・

中堅・ベテラン議員でバランスよく構成される工夫がある。

## 議会報告会は議会だよりに沿って説明

議会報告会を実施する際は、各班ごとに司会進行・報告・記録・答弁・あいさつ者などをあらかじめ役割分担している。

報告会は「議会だより」に沿って進められるため、議会広報の持参を呼び掛け、開催当日は町の防災行政無線や広報車を巡回させて周知に努めている。

ちなみに、4月に行われた報告会では、「一般質問と答弁概要」「当初予算の審議状況」「要望事項の処理状況」「市町村合併の情報」「工事遅延に関する情報」などを報告し、質疑と意見を聴く時間も設けている。

## 議会報告会は地域との共同開催で

議会報告会は、地域住民の組織（15地域振興会）と議会の共同開催である。共催の理由は、住民の主体性・自主性を生かす事業にすることを挙げている。

会場となる15地域の振興会館は無料で使用。会場の準備や後片付けは地域と議会が共同で行い、茶菓の準備はしない。

## 議会報告会は議員個人の報告会ではない

議会報告会に、議案に反対・賛成した議員が同じ会場に出た場合、いろいろ問題が残るのではと心配される。

しかし、意見の違いはあっても、あくまでも議会で決まったことをかみ砕いて報告するのが第一の目的。議員の個人報告会ではないので、個人的な意見は出さない。そのために、議会報告会を実施する前に集まり、統一見解で臨んでいる。

## 夜間議会を議会傍聴のチャンスに

本吉町の夜間議会は、5年前から毎年3月と9月定例会初日の一般質問日に開催し、午後6

時から9時まで行っている。

夜間議会の開催趣旨は、町民の議会傍聴の拡大と、町政への関心を高め、開かれた議会づくりと議会の活性化に資することを目指している。

わずか3時間の夜間議会で、一般質問できる議員は2〜3人だが、あくまでも通告順に従い抽選ではない。

## 対面式の一般質問 緊張感と真剣な論戦

本吉町議会は、従来の方法を続けていては、地方分権時代に対応した議会の役割を果たせないと判断し、住民負担に配慮される議会にするため、一般質問は一問一答式と対面式を採用。

特に対面式とは、議員は議場内に設けられた一般質問席から、当局とは対面した形で、一般質問を行う方式。本吉町は3年前から対面式を採用している。

対面式の効果については、「再質問を自席で行っていたときより緊張感が生まれ、真剣な論戦ができるようになった」としている。

## 視察を終えて

行政視察団は大磯に帰ってから事後研修を二度開催し、参加者の声を聞きまとめた。

「視察先は東北地方の小さな町だったが、先進的で活発な議会活動を展開しており、それらを参考に大磯でも取り組みたい」「本吉町の議会報告会のように、議会対住民という形で何らかの対話を行うべきではないか」など、視察研修が今後になかされるよう課題としている。

## 議員報酬等検討委員会

委員長 熊木博





輝いてます  
大磯人<sup>びと</sup> ④

安部川英雄さん(34歳)

夏の海にきらきら輝く大磯で唯一の「しらす漁」に家族で取り組む、安部川英雄さん、お父さんの繁さん、お母さんの公子さんをお忙しい中お訪ねしました。  
英雄さんは、数えて5代目の漁師で、しらす漁に取り組み始めたのは繁さんのお父さんからはじめられたとのこと。  
しらす漁は10年周期で豊漁、不漁が繰り返されるらしいのですが、今年是不漁続きで大変とのことでした。しかし、豊漁のときは釜揚げシラスに加工するのに家族だけではとても手が足りず、手伝いを頼まないとさばききれないほどになるそうです。大漁の時には道路沿いに大漁旗がでるそう、一目見て分かるようになっていています。  
安部川さんの家では、会社員をしていた英雄さんが、大磯にリターンしてき



てしらす漁に取り組んでいるそうです。将来もこの仕事を続けられる道筋がついて一安心というところですが、繁さんの願いは、なにより大磯の海で獲れた新鮮な地場の魚を、地元の人に食べてもらうことだそうです。

しかし、大磯町内に魚屋が減ってしまったことや、たとえ大漁のときでも全部売れるとは限らないなど、深刻な魚離れがすすんでおり、また、年々激しくなる海の汚れを何とかしたいと厳しい表情をしていました。それでも、土・日曜日には仕立ての遊魚船など親子の息はびつたり「松道丸」。  
太平洋の黒潮にもまれた赤銅色に輝く顔で大磯の海を語る安部川さん親子。まさに海に生きる男の顔でした。

尾崎佐吉氏に  
旭日双光章

平成16年度春の叙勲が行われ、尾崎佐吉氏が町議会議員永年勤続で旭日双光章を受章されました。

昭和30年7月の町議会議員選挙に初当選され、平成15年7月までの通算12期45年の長きにわたり本町の地方自治に携わり、この間、常任委員会、特別委員会の委員長、議長の要職を歴任、議会の円滑な運営と、審議の充実にもご尽力されました。



また、広範な知識と優れた政治力を評価され、平成4年6月から2年間にわたり、神奈川県村議会議長会会長・理事などを歴任。本県各町村の向上発展と地方自治の健全育成にも務められました。

今回提出の

請願・陳情

陳情第4号

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員給与費の国庫負担制度からの適用除外に反対することについての陳情  
〔机上配布〕

陳情第5号

神奈川県最低賃金改定等についての陳情  
〔不採択〕

9月定例会のお知らせ

1日(水)から開催します。

お問い合わせは、議会事務局

TEL 61 4100 (内)281

FAX 61 1991

E-Mail gikai@town.oiso.kanagawa.jp

編集後記

中休みの長い、晴天に恵まれた梅雨が明けました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。議会だよりも新しい編集委員で出発してはや一年が経ち、123号の臨時議会から4回の定例会の内容をお伝えしました。

127号では、文字の大きさや行間、レイアウトを工夫し、また用語解説などを入れるなどして読みやすくしました。今後も、親しみを持って読んでいただける議会だよりになるよう努力していきますので、ご意見をお寄せください。

本格的な大磯の盛夏です。皆さま無事故にてお過ごしください。

議会だより編集委員

委員長	鈴木京子
副委員長	浅木いつ子
委員	竹内恵美子
	奥津勝子
	渡辺順子
	土橋弘子
	清水秀雄
議長	熊木博